

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	障がい者等紙おむつ支給事業			事業コード	2076
所属コード	153000	課等名	玉山総合事務所健康福祉課	係名	国保福祉グループ
課長名	佐藤 政敏	担当者名	中村 英則	内線番号	4400-131
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	ともに歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 3 目 障がい者等紙おむつ支給事業			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	18 年度
根拠法令等	盛岡市玉山区在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱			

(2) 事務事業の概要

在宅寝たきり高齢者等の世帯に紙おむつを支給する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

旧玉山村では、社会福祉協議会の事業として、65 歳前の在宅重度障がい者で紙おむつを必要としている人に申請に基づき支給していた。合併協議により新規対象者は盛岡市の制度により行うこととしたが、平成 18 年 3 月 31 日時点での受給者に限り事業を継続することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

旧玉山村において給付決定した人について激変緩和を図るために実施している事業であり、新規対象者は盛岡地区の要綱に統合して実施している。平成 18 年 3 月 31 日時点と比較し、対象者は減少した。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

玉山区域内に住所を有し，平成 18 年 3 月 31 日まで平成 17 年度玉山村社会福祉協議会在宅寝たきり老人等紙おむつ支給事業実施要綱により紙おむつの支給を受けていた人

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 支給対象者	人	3	3	3	3	3
B	人					
C	人					

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

事業の契約事務，委託料の支払事務など

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 支給に係る金額	千円	29	35	32	25	25
B	円					
C	円					

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

在宅で長期に渡り寝たきりの生活をしている重度障がい者等に対して紙おむつを支給することにより，介護者負担の軽減を図り，在宅福祉の増進を図る。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 支給に係る金額／支給対象者	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	千円/ 人	10	12	11	8	8
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	29	28	32	25
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	29	28	32	25
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	24	24	24	24
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	96	96	96	96
計	トータルコスト A+B	千円	125	124	128	121
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

障がい者が在宅生活を維持していく上で、介護者の介護負担が図られており結果に結びついている。

② 市の関与の妥当性

紙おむつ支給は在宅介護を支援するもので、市民の在宅福祉の増進を図るものであり、市が実施することは妥当である。

③ 対象の妥当性

旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を継承し、合併により既に受給していた人のサービス低下を招かないための事業であるため現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

現在紙おむつの受給者及び介護者への経済的・精神的負担が増大し、在宅生活が維持できなくなる恐れがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を経過的措置で実施しているものであり、向上の余地はない。また、将来的には「盛岡市在宅寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業」と統合する事業である。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

旧玉山村社会福祉協議会で実施していた事業を合併によりサービス低下を招かないために経過的措置として実施している事業であり、新規対象者は盛岡市の制度によるため、公平公正である。

(4) 効率性評価

事業費は委託料となっており、委託料の内容もおむつ支給にかかる実費となっていることから削減できない。

人件費についても、主たる事業内容が委託事業者との契約事務のため、これ以上の削減はできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

合併協議により継続実施している事業であり、今後は縮小する方向にある。新規対象者は盛岡市の制度により実施している。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

盛岡市と旧玉山村の合併時の激変緩和措置のための事業であり、盛岡市での支給対象に満たない市民への救済措置であることから事業の統廃合・休止をすべきではない。

利用者の意見を聞きながら、今後も継続していく事業である。